省令第 35 条（設計者の資格）

令第22条第５号の規定により、主務大臣が同条第１号から第４号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

一　土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 19 条第１号トに規定する講習を修了した者

二　前号に掲げる者のほか主務大臣が令第22条第１号から第４号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

都市計画法省令第 19 条（設計者の資格）

法第 31 条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一　開発区域の面積が１ヘクタール以上 20 ヘクタール未満の開発行為に関する工事にあっては、次のいずれかに該当する者であること。

ト　宅地開発に関する技術に関する７年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する 10 年以上の実務の経験を有する者で、次条から第 19 条の４までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）がこの省令の定めるところにより行う講習（以下「講習」という。）を修了した者

＜審査基準＞

1　高さが５m を超える擁壁の設置に係る設計図書若しくは盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設の設置に係る設計図書は、次に掲げる資格を有する者の作成したものでなければならない。

（1）　大学（短期大学を除く。）又は旧制大学で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して２年以上の実務経験者。

（2）　短期大学で、正規の土木又は建築に関する修業年限３年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して３年以上の実務経験者。

（3）　短期大学、高等専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して４年以上の実務経験者。

（4）　高等学校又は旧制中学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して７年以上の実務経験者。

（5）　主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

ア　大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧制大学の大学院若しくは研究科に１年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術について１年以上の実務経験者。

イ　技術士法第二次試験のうち技術部門を「建設部門」、「農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）」、「森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）」又は「水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）」とするものに合格した者。

（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

ウ　１級建築士。

エ　土木又は建築の技術について 10 年以上の実務経験者で認定講習（※登録講習機関が主催する「宅地造成技術講習会」又は宅地造成等規制法施行令第 18 条第１号から第４号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験

を有する者を定める件（昭和 37 年建設省告示第 1005 号）第４号の国土交通大臣の認定を受けて昭和 44 年以前に行われた講習）を修了した者

※ 登録講習機関として（一財）全国建設研修センターが登録を受けている。

オ　その他国土交通大臣の認めた者

表－21　設計者資格要件早見表

盛土又は切土をする土地の面積	擁壁の高さ	対象設計図面	設計者の資格要件
1,500㎡以下	5m以下	全部	なし
	5mを超える	擁壁	必要
		擁壁以外	なし
1,500㎡を超える	5m以下	排水	必要
		排水以外	なし
	5mを超える	擁壁・排水	必要
		擁壁・排水以外	なし

２　それぞれの要件に応じて以下の書類を提出すること。

表－22　設計者の資格を証する書類

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
ア　大学卒業者等	□　卒業証明書 □　実務経験証明書
イ　短期大学（３年制）卒業者等	
ウ　短期大学、高等専門学校卒業者等	
エ　高校卒業者等	
オ（ｱ）大学院１年以上専攻した者等	□　大学院に１年以上在学したことの証明書 □　実務経験証明書
オ（ｲ）技術士（建設部門）	□　技術士の資格証明書
オ（ｳ）一級建築士	□　一級建築士の資格証明書
オ（ｴ）10 年以上の実務経験者等	□　宅地造成技術講習会修了証書 □　実務経験証明書